

訴訟の判決について

1 訴訟の概要

(1) 当事者

原告 青森市

被告 青森市造道1丁目10番2号 株式会社 心 (代表取締役 細川 大策)

(2) 概要

被告が運営する事業所に勤務する従業員が、ヘルパー2級資格証の偽造（偽造有印私文書行使）により資格を偽って勤務し介護サービスを提供した。

そのため、本来、介護給付費給付の要件である有資格者によって行われるべき介護サービスが行われなかったことから、被告に対し、市が介護給付費及び介護扶助費として支払った分について返還を求めた。

被告は、請求内容に誤りがあったとしてこれまで二度にわたり一部の金額について返還したものの、その後返還していないことから、市は被告に対し下記返還額を請求した。

これに対し被告は、市からの請求、督促及び催告に応じず、納付の意思が認められないことから、介護給付費等について、民法第703条に規定する不当利得に係る返還を求めるため訴えの提起をしたものである。

【返還請求額】

介護給付費返還金	10,561,859円 (介護保険課)
介護給付費返還金	3,757,050円 (障がい者支援課)
介護扶助費返還金	<u>289,085円 (生活福祉一課)</u>
計	14,607,994円

2 訴訟の経過

令和元年10月17日	提訴 (青森地方裁判所) 口頭弁論・弁論準備手続 (計9回)
令和2年 1月16日	被告反訴*
令和2年11月27日	判決
令和2年12月12日	判決確定 (被告の控訴なし)

◇令和2年12月10日 被告支払い (入金確認済)

【支払額】	返還請求額	14,607,994円
	遅延損害金 (年5分の割合)	<u>822,198円</u>
	計	15,430,192円

3 判決の内容

- 判決 1 被告は、原告に対し、1460万7994円及びこれに対する令和元年10月26日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告の反訴請求*をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、本訴及び反訴を通じて、被告の負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

※ 被告の反訴請求内容

原告 (市) は、被告 (事業者) に対し、34万8657円 (これまでの返還金額) 及びこれに対する平成30年10月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。